

# 関東信越税理士会 熊谷支部2月例会次第

日時 平成25年2月7日(木)  
午前9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス

## 1. 会務報告

- |               |                          |   |             |
|---------------|--------------------------|---|-------------|
| (1) 1月15日(火)  | 例会・署との協議会                | 於 | ホテルガーデンパレス  |
| (2) 1月15日(火)  | 県連常務理事会・理事会・賀詞交歓会        | 於 | パレスホテル大宮    |
| (3) 1月16日(水)  | 熊谷地区税務指導四者協議会            | 於 | 熊谷会館        |
| (4) 1月17日(木)  | コールセンター及び県外派遣税務相談実務事前説明会 | 於 | 大宮法科大学院     |
| (5) 1月17日(木)  | 支部理事会                    | 於 | 熊谷商工会議所     |
| (6) 1月18日(金)  | 支部青年部研修会                 | 於 | 日本政策金融公庫    |
| (7) 1月18日(金)  | 農業青色申告会との調印式             | 於 | 熊谷税務署       |
| (8) 1月21日・28日 | 電子申告パソコン操作研修会            | 於 | 埼玉工業大学      |
| (9) 1月22日(火)  | 熊谷青色申告会新春懇談会             | 於 | マロウドイン熊谷    |
| (10) 1月30日(水) | 法人会青年部との合同研修会            | 於 | ホテルシティフィールド |
| (11) 2月1日(金)  | 埼玉県宅地建物取引業協会10周年式典・賀詞交歓会 | 於 | ホテルガーデンパレス  |
| (12) 2月4日(月)  | 正副支部長・署との協議会             | 於 | 熊谷税務署       |
| (13) 2月4日(月)  | 正副支部長・地域長会議              | 於 | いづみ寿司       |
| (14) 2月4日(月)  | 次年度正副支部長・地域長会議           | 於 | いづみ寿司       |

## 2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 支部例会・署との協議会  
日時 2月7日(木)午前9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 支部臨時総会  
日時 2月7日(木)例会終了後  
場所 ホテルガーデンパレス
- (3) 支部理事予定者会議  
日時 2月7日(木)臨時総会終了後  
場所 ホテルガーデンパレス
- (4) 支部確定申告期研修会  
日時 2月7日(木)午後1時00分～5時00分  
場所 ホテルガーデンパレス  
内容 確定申告期研修  
講師 熊谷税務署担当官
- (5) 県連役員推薦委員会  
日時 2月8日(金)午後4時00分～  
場所 埼玉県税理士会館
- (6) 富岡清後援会新春の集い  
日時 3月10日(月)午後3時00分～  
場所 ホテルガーデンパレス
- (7) 埼玉県立深谷商業高等学校情報会計専攻科修了証書授与式  
日時 3月13日(水)午前10時00分～  
場所 深谷商業高等学校
- (8) 県連臨時総会  
日時 3月26日(火)午後3時00分～  
場所 パレスホテル大宮
- (9) 例会・地域例会・署との協議会  
日時 3月29日(金)午後4時00分～  
場所 ホテルガーデンパレス

(10) 確申期慰労会

日時 3月29日(金)午後5時00分～  
場所 ホテルガーデンパレス  
会費 無料

(11) 正副支部長・署との協議会

日時 4月1日(月)午後4時00分～  
場所 熊谷税務署

(12) 正副支部長・地域長会議

日時 4月1日(月)午後4時45分～  
場所 事務局

3. その他の協議報告事項

(1) 〈派遣関係〉

熊谷市行政改革推進委員会委員 権沢邦夫会員

(2) 講師派遣

平成25年度県立深谷商業高等学校非常勤講師派遣

法人税法 増田俊樹会員  
" 村田克也会員  
消費税法 木本純二会員  
" 小田部安彦会員  
財務諸表論 中澤仁之会員

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

6. 次回例会予定

日時 3月29日(金) 午後4時00分～ 署との協議会・支部例会・地域例会  
午後5時00分～ 確申期慰労会

場所 ホテルガーデンパレス

バス 午後3時30分 熊谷駅南口・熊谷市役所発

7. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

\* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

\* 今後の例会日日程を掲載しました。

3月例会	3月29日(金)午後4時00分～
4月例会	4月 8日(月)午前9時30分～
5月例会	5月 7日(火)午前9時30分～
6月例会	6月13日(木)午後1時20分～
6月総会	6月13日(木)午後3時30分～

\* 予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax の利用を推進しましょう

確定申告書の提出は e-tax の利用をお願いします。

平成25年 2月7日  
関東信越税理士会熊谷支部

会員・準会員各位

### 3月例会・確定申告慰労会のご案内

標記の件につきまして下記の通り開催いたしますので、ご出席下さいますようお願いいたします。

#### 記

日時	3月29日(金)	
	午後4時00分～4時30分	支部例会・地域例会
	午後4時30分～5時00分	署との協議会
	午後5時00分～7時00分	確定申告慰労会
場所	ホテルガーデンパレス	
バス	午後3時30分 熊谷市役所付近・熊谷駅南口	
会費	無料	

\* 下記の出欠表を3月19日(火)までに支部事務局宛ご提出下さい。

きりとり不要 FAX521-9612

3月29日(金)の慰労会に

出席 ・ 欠席 します。

氏名 \_\_\_\_\_

関東信越税理士会熊谷支部  
支部長 渡辺実殿

平成24年12月13日

熊谷支部理事推薦委員会  
委員長 曾根和也

熊谷支部各地区の理事推薦投票結果をご報告します。

投票日 平成24年12月13日

投票場所 ホテルガーデンパレス

投票結果

地区	会員数(人)	推薦定数(人)	投票人数(人)	投票総数(票)	上位得票会員氏名	投票数(票)
中央地区	17	2	11	22	曾根和也	6
					野本年信	5
東部地区	29	3	11	33	中村尚和	6
					村田克也	6
					高橋勤二	4
西部地区	19	2	16	32	福島泰彦	16
					石澤利一	16
南部地区	19	2	7	14	林正浩	4
					大久保秀彦	3
北部地区	31	3	11	33	萩原直幸	10
					堀越雄司	7
					吉田貴之	4
深谷地区	33	3	21	62	小暮隆史	18
					寺山智久	16
					中村敏行	13
大里地区	9	1	5	5	小林賢一郎	3
合計	157	16	82	201		

※図はWindows7でのイメージです。お使いのPC、ブラウザにより表示される画面が多少違う場合がございます。

※ホームページアドレス(<http://www.saizei.or.jp>)は変更ございません。  
お使いのPCのお気に入り等、登録の変更は必要ございません。

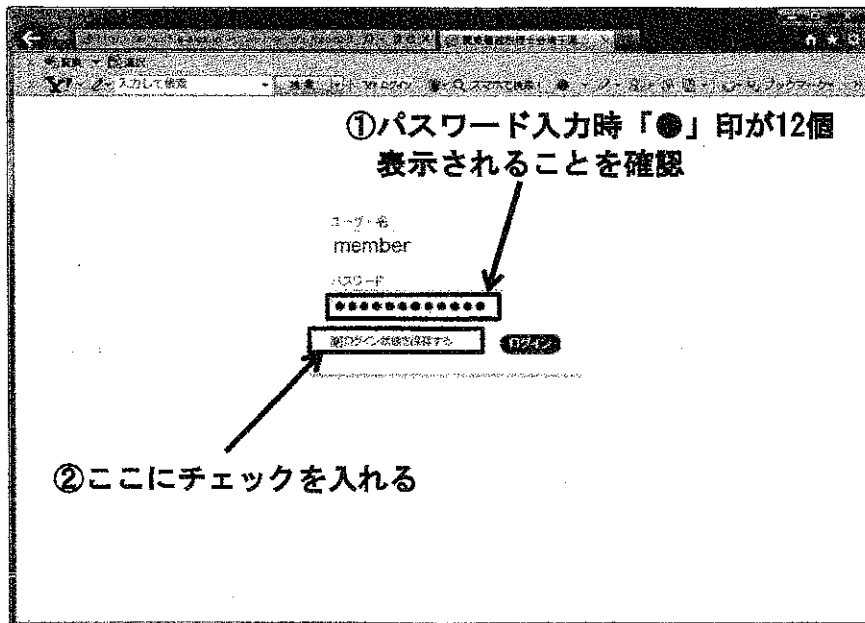
①県連ホームページのトップページ(一番最初に表示されるページ)から右上にある「会員専用ページへ移動する」をクリックしてください。



ここをクリック

②下図のような入力画面が表示されたら、  
ユーザー名に「member」(6文字、半角小文字)  
パスワードに「skennen3111.」(12文字、半角小文字、最後に「.」(ピリオド)を入れる)を入力し、ログインのボタンをクリックしてください。

※次回から入力せずログインできるようにするには「ログイン状態を保存する」にチェックを入れてください。



日時 平成25年2月7日(木)

場所 ホテルガーデンパレス

司会 総務部長

## 臨時総会次第

1. 開会のことば

1. 支部長あいさつ

1. 議長選出

1. 定足数の確認

1. 議事録署名人指名

1. 議事

第1号議案 熊谷支部役員増員に関する件

第2号議案 平成25・26年度の熊谷支部役員(副支部長・理事・監事)の選任の件

第3号議案 熊谷支部分掌機関設置に関する件

第4号議案 親和会規定改正の件

1. 閉会のことば

### 参考

(支部役員を選任)

第10条

- 2 副支部長、支部理事、支部監事は本会が行う役員選挙の当該年度末日までに支部会議(例会を除く)において税理士会員のうちから選任する。

## 第1号議案 熊谷支部役員増員に関する件

支部規約第9条（支部役員）を下記の通り変更する。

変 更 前	変 更 後
<p>(支部役員)</p> <p>第9条 当支部に次の役員を置く。</p> <p>(1) 支部長 1人</p> <p>(2) 副支部長 6人以内</p> <p>(3) 支部理事 30人以内</p> <p>(4) 支部監事 2人以内</p>	<p>(支部役員)</p> <p>第9条 当支部に次の役員を置く。</p> <p>(1) 支部長 1人</p> <p>(2) 副支部長 <u>7人</u>以内</p> <p>(3) 支部理事 30人以内</p> <p>(4) 支部監事 2人以内</p>

## 第2号議案 平成25・26年度の熊谷支部役員を選任の件

平成25・26年度熊谷支部役員を以下の通り選任する。

支 部 長	渡辺 実 (平成24年12月3日選任済)			
副支部長	栢沢 邦夫	小野 博行	橋本 泰久	中村 敏行
	小島 周二	曾根 和也	寺山 智久	
理 事	本塚雄一郎	木本 英男	萩原 直幸	福島 泰彦
	木本 純二	石澤 利一	水野 敦史	堀越 雄司
	中野 敦夫	森田 正男	清水 茂昭	長谷部好一
	前島 義徳	山本 文子	土屋 政信	小林賢一郎
	原 靖	高岡 洋	増田 俊樹	林 正浩
	村田 克也	大久保秀彦	吉田 貴之	野本 年信
	木暮 隆史	天笠 裕司	吉留 良平	高橋 勤二
	中村 尚和	大久保匡志		
監 事	櫻井 則彦			
	竹村 宗一			

### 第3号議案 熊谷支部分掌機関設置に関する件

支部規約第21条（支部部委員会）を下記の通り変更する。

変 更 前	変 更 後
<p>(支部部委員会)</p> <p>第21条 当支部に次の部委員会を置く。</p> <p>(1) 総務部                      (2) 業務部                      (3) 経理部                      (4) 綱紀観察部                      (5) 会報部                      (6) 登録調査委員会                      (7) 制度部                      (8) 税務支援対策部                      (9) 調査研究部                      (10) 研修部                      (11) 広報部                      (12) 青年部                      (13) 女性部                      (14) 情報システム部                      (15) 公益活動対策部                      (16) 福祉共済部</p> <p>2. 委員会の組織及び運営については、                      本会の会務執行細則の規定に準じ                      てこれを行う。</p>	<p>(支部部委員会)</p> <p>第21条 当支部に次の部委員会を置く。</p> <p>(1) 総務部                      (2) 業務部                      (3) 経理部                      (4) 綱紀観察部                      (5) 会報部                      (6) 登録調査委員会                      (7) 制度部                      (8) 税務支援対策部                      (9) 調査研究部                      (10) 研修部                      (11) 広報部                      (12) 青年部                      (13) 女性部                      (14) 情報システム部                      (15) 公益活動対策部  <u>(16) 租税教育推進部</u>  <u>(17) 福祉共済部</u></p> <p>2. 委員会の組織及び運営については、                      本会の会務執行細則の規定に準じ                      てこれを行う。</p>



## 【親和会についての参考資料】

### 1. アンケート結果

#### (1) 平成23年11月実施分アンケート結果

① 30年間会費納入者は会費免除にする	9
② 長期間会費納入者は会費免除にする	5
③ 会費を半額又は減額する	3
④ 20年間会費納入者は会費免除にする	2
⑤ 周年事業等の基金として積立てる	1
⑥ 給付金を引き上げる	1
⑦ 回答なし	5

#### (2) 平成24年10月実施分アンケート結果

① 執行部の改正案に 賛成	47
② 執行部の改正案に 概ね賛成	4
③ 執行部の改正案に 反対	0

### 2. 熊谷支部親和会残高の推移

平成 3年3月	4,777,623円	平成 5年3月	6,412,453円
平成 7年3月	7,960,008円	平成 9年3月	9,120,784円
平成11年3月	10,635,190円	平成13年3月	11,593,022円
平成15年3月	12,666,988円	平成16年3月	13,415,679円
平成19年3月	15,014,365円	平成20年3月	15,154,531円
平成21年3月	15,599,516円	平成22年3月	15,912,998円
平成23年3月	16,028,890円	平成24年3月	16,504,251円

### 3. 平成24年4月1日現在で親和会会員が全員死亡したと仮定した場合の弔慰金総額

12,240,000円

( 内 訳 )

在会年数	弔慰金	該当会員数	
10年未満	@40,000円	× 54名	= 2,160,000円
10年以上20年未満	@60,000円	× 38名	= 2,280,000円
20年以上	@120,000円	× 65名	= 7,800,000円

### 4. 平成24年4月1日現在で35年を超えて会費を納入されている会員数と超えた部分の返金金額合計額

会員数19名 ・ 返金額合計 684,000円

## 平成25・26年度熊谷支部役員

役職名		氏名	分 掌
支部長		渡辺 実	(登録調査委員)
副支部長	1 2 3 4 5 6 7	梶沢 邦夫 橋本 泰久 小野 博行 中村 敏行 小島 周二 曾根 和也 寺山 智久	綱紀・税対・女性・南部 情報・公益・電子・北部 経理・会報・調査・東部 制度・深谷(県連常務理事) 業務・福祉・西部・((国)国保長) 研修・広報・租推・大里・中央 総務部長・青年
理 事	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	本塚雄一郎 木本 英男 萩原 直幸 福島 泰彦 木本 純二 石澤 利一 水野 敦史 堀越 雄司 中野 敦夫 森田 正男 清水 茂昭 長谷部好一 前島 義徳 山本 文子 土屋 政信 小林賢一郎 原 靖 高岡 洋 増田 俊樹 林 正浩 村田 克也 大久保秀彦 吉田 貴之 野本 年信 木暮 隆史 天笠 裕司 高橋 勤二 大久保匡志 中村 尚和 吉留 良平	(本会常務理事・県連常務理事) (本会理事・県連理事) (県連理事) 業務部長・西部地区委員長 経理部長 綱紀監察部長 会報部長 制度部長 税務支援対策部長 調査研究部長 研修部長 広報部長・((熊)熊谷副地域長) 青年部長 女性部長 情報システム部長 福祉共済部長・大里地区委員長 公益活動対策部長 租税教育推進部長 電子申告推進特別委員長 会報副部長 東部地区委員長 南部地区委員長 北部地区委員長 中央地区委員長 深谷地区委員長 (熊)熊谷地域長
監 事	1 2	櫻井 則彦 竹村 宗一	

## 平成25・26年度 関連組織役員推薦

(熊谷支部役員等推薦規程第2章第1条により決定済)

### (1) 協同組合関係 (熊谷地域役員及び埼税協理事・総代予定者)

理事・総代・地域長	天笠 裕司
理事・総代・副地域長	渡辺 実
理事・総代	中村 敏行
理事・総代	林 法政
理事・総代	寺山 智久
総代	中野 敦夫
総代	森田 正男
総代・副地域長	長谷部好一

### (2) 政治連盟関係 (関税政・埼税政代議員予定者)

- ① 関税政・埼税政代議員 渡辺 実、本塚雄一郎、木本英男、萩原直幸、中村敏行
- ② 埼税政代議員 梶沢邦夫、小野博行、橋本泰久、小島周二、曾根和也、寺山智久、中野敦夫、木本純二、清水茂昭、森田正男、田代光雄

### (3) 税理士国保組合 (理事・国保長予定者)

税理士国保理事	内田 守一
税理士国保国保長	小島 周二

日時 平成 25 年 2 月 7 日 (木)  
9 時 30 分～  
場所 ホテルガーデンパレス

## 税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) e-Tax の普及及び定着について

(総務課)

(2) 平成 25 年度国税専門官の募集について

(総務課)

別添 1 「平成 25 年度国税専門官採用試験要綱」参照

(3) 確定申告期において特にお願いしたい事項について (管理運営部門)  
イ 申告書の早期提出等について

ロ 期限内納付指導及び振替納税の利用推進について

(4) 国外所得の適正申告及び「財産及び債務の明細書」の記載内容の充実について (個人課税部門)  
別添2「『確定申告書』及び『財産及び債務の明細書』の作成・提出前に関与先納税者にご確認を!」参照

(5) 贈与税 e-Tax の積極的な利用について (資産課税部門)  
別添3「平成24年分からは贈与税の申告も e-Tax で代理送信!! (チラシ)」参照  
別添4「平成24年分から電子申告の対象となる贈与税に係る書類等」参照

(6) 譲渡所得及び贈与税の申告書等の事前送付等について (資産課税部門)

(7) 源泉所得税の納付照会ハガキの発送について (法人課税部門)  
○ 発送日 平成25年2月28日(木)  
○ 回答期限 平成25年3月11日(月)  
○ 電話照会期間 平成25年3月22日(金)～6月7日(金)

(8) 適用額明細書提出に係るリーフレットについて (法人課税部門)  
別添5「適用額明細書の記載にご注意ください ～適用額明細書の正確な記載のお願い～」参照

## 平成 25 年度国税専門官採用試験要綱

- 受験資格
  - 1 昭和 58 年 4 月 2 日～平成 4 年 4 月 1 日生まれの者
  - 2 平成 4 年 4 月 2 日以降生まれの者で次に掲げるもの
    - (1) 大学を卒業した者及び平成 26 年 3 月までに大学を卒業する見込みの者
    - (2) 人事院が (1) に掲げる者と同等の資格があると認める者
  
- 試験の程度 大学卒業程度
  
- 申込み方法等
 

【原則】インターネット申込み

  - 次のアドレスへアクセスし、説明に従って入力  
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
  - 受付期間  
 平成 25 年 4 月 1 日 (月) 午前 9 時～4 月 11 日 (木) [受信有効]

【インターネット申込みができない場合】郵送又は持参

  - 提出先  
 希望する第 1 次試験地に対応する国税局又は国税事務所
  - 受付期間  
 平成 25 年 4 月 1 日 (月) ～4 月 2 日 (火)  
 [4 月 2 日までの通信日付印有効]
  
- 試験日
 

第 1 次試験日 平成 25 年 6 月 9 日 (日)

第 2 次試験日 平成 25 年 7 月 16 日 (火) ～7 月 23 日 (火) のいずれか第 1 次試験合格通知書で指定する日時
  
- 試験地
 

第 1 次試験地 高崎市、さいたま市、新潟市、松本市ほか

第 2 次試験地 さいたま市ほか
  
- 合格者発表日
 

第 1 次試験合格者 平成 25 年 7 月 2 日 (火) 午前 9 時

最終合格者 平成 25 年 8 月 21 日 (水) 午前 9 時
  
- 問い合わせ先
  - インターネット申込みに関する問い合わせ  
 人事院人材局試験課 TEL : 03-3581-5311 内線 2332  
 午前 9 時 30 分から午後 5 時 (土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)
  - 上記以外の問い合わせ  
 関東信越国税局人事第二課試験係 TEL : 048-600-3111 内線 2097  
 午前 8 時 30 分から午後 5 時 (土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)

## 「確定申告書」及び「財産及び債務の明細書」の作成・提出前に関与者へ確認を!

- ① 海外投資などで発生する国外所得はありますか。
- ② 国内及び海外で保有する資産と債務は、すべて記載されていますか。

### 【所得税法の取扱い】

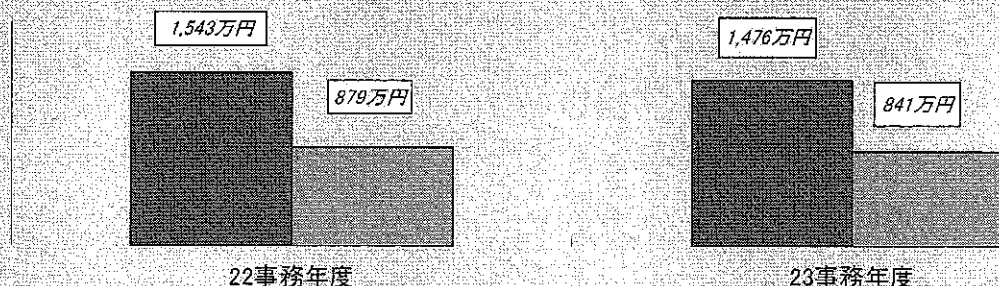
- ① 日本の居住者は、所得の生じた場所が国の内外であるかを問わず、そのすべての所得について所得税を納める義務があります。
- ② 「財産及び債務の明細書」は、所得金額の合計額（退職所得金額を除く。）が2千万円を超える者について、その者の有する財産の種類、数量及び価額、債務の金額等を、国外に存する財産及び債務を含めて記載した上で、確定申告書提出の際に提出しなければなりません。

※詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

### 【参考】

#### 海外取引を行っている者に係る実地調査の状況 (調査1件当たりの申告漏れ所得金額)

■海外取引を行っている者の実地調査1件当たりの申告漏れ所得金額 ■実地調査1件当たりの申告漏れ所得金額



- 平成23事務年度の海外取引を行っている者への実地調査については、調査1件当たりの申告漏れ所得金額が1,476万円（前事務年度は1,543万円）となっており、実地調査全体の申告漏れ所得金額841万円（前事務年度は879万円）と比べて依然として高くなっています。

また、申告漏れ所得金額の総額は593億円（前事務年度は575億円）に上ります。

- 海外取引を行っている者に対する実地調査件数は、全実地調査件数の6.9%（前事務年度は6.5%）を占めており、年々増加しています。



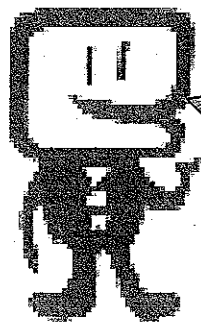
# 平成 24 年分からは 贈与税の申告も

# e-Tax で代理送信!!

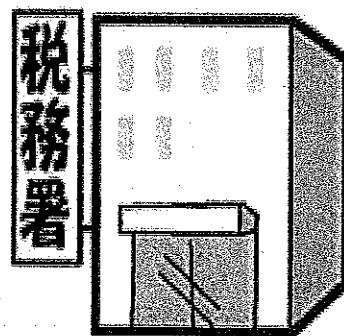
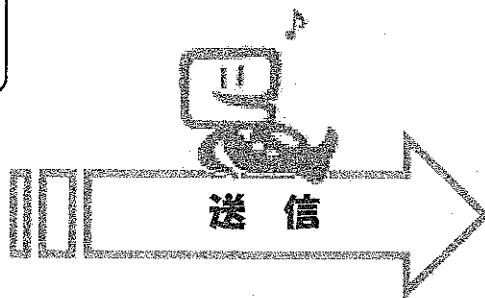
平成 24 年分の贈与税の申告から、e-Tax の利用が可能となります。

税理士の皆さんが、国税庁ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) の「確定申告書等作成コーナー」で贈与税の申告書を作成し、そのまま代理送信で提出することもできます。

また、贈与税の申告期間中は 24 時間 (メンテナンス時間を除く。) 提出可能ですので、是非、ご利用ください。



データ送信  
提出完了!!



確定申告書等作成コーナーの操作に関するお問い合わせは、

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(Tel. 0570-01-5901) <sup>e-タクト1</sup>

へお問合せください。

ヘルプデスクの受付時間、利用開始の手続、利用可能期間、パソコンの推奨環境、よくある質問 (Q&A) 等、e-Tax に関する最新情報は、e-Tax ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) をご覧ください。

## 代理送信までの流れ（確定申告書等作成コーナーを利用した場合）

### STEP 1 初期登録等

代理送信を行うためには、税理士等の皆さんが自身の開始届出書を提出して、「税務代理によるご利用が可能となった旨の通知」を受信し、初期登録（電子証明書の登録等）を行っていただく必要があります。

### STEP 2 関与先納税者の開始届出書の提出

税理士の皆さんが関与先納税者の申告書をe-Taxにより代理送信するためには、関与先納税者の開始届出書を所轄税務署に提出する必要があります。

税理士の皆さんは、e-Taxソフト等を利用して関与先納税者の開始届出書を代理で提出することができますので、是非ご利用ください。

もちろん、関与先納税者がオンラインや書面で提出することもできます。

※ 関与先納税者が利用者識別番号を取得している場合には、関与先納税者の利用者識別番号を確認し、STEP 4に進んでください。

### STEP 3 利用者識別番号と暗証番号の通知

1 税理士の皆さんが開始届出書を代理で提出した場合は、即日、オンラインにより利用者識別番号等が発行され、税理士及び関与先納税者双方のメッセージボックスに格納されます。

2 関与先納税者が開始届出書をオンラインにより提出した場合には、即日、オンラインにより利用者識別番号等が発行され、関与先納税者のメッセージボックスに格納されます。

3 関与先納税者が開始届出書を書面で提出した場合には、後日、郵送により利用者識別番号等が記載された通知書が送付されます（送付までに、最短で1週間程度要します。）。

### STEP 4 申告書の作成

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で、贈与税の申告書を簡単かつ正確に作成することができます。

しかも、相続時精算課税などの特例を適用する場合にも、チェック形式になっているため、特例適用要件の確認が簡単です。

### STEP 5 代理送信による提出

税理士の皆さんが代理送信する場合には、税理士の皆さんの電子証明書を添付することで、送信が可能となります。関与先納税者の電子証明書は必要ありません。

なお、税理士の皆さんが代理送信した場合、税理士及び関与先納税者双方のメッセージボックスに受信通知が格納されますので、関与先納税者においても受信結果の確認ができます。

### STEP 6 添付書類の提出

相続時精算課税や住宅取得等資金の非課税などの適用を受ける申告については、住民票や登記事項証明書等の必要書類を別途提出いただく必要があります。

なお、提出に当たっては、「平成24年分の贈与税の申告書等送信票（兼送付書）」も併せて提出願います。

## ○ 平成 24 年分から電子申告の対象となる贈与税に係る書類等

手続名称	帳票(別表)名称
贈与税申告 (暦年課税)	平成 年分贈与税の申告書(第一表)(注1)
	平成 24 年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書) (第一表の二)(平成 24 年分用)
	平成 24 年分贈与税の申告書(震災に係る住宅取得等資金の非課税の 計算明細書)(第一表の三)(平成 24 年分用)
	平成 24 年分贈与税の修正申告書(別表)(第三表)
	土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(平成十六年分以降用) (注2)
	平成 年分の贈与税の申告書等送信票(兼送付書)
	税理士法第 33 条の 2 第 2 項に規定する添付書面(平成 20 年 9 月 1 日以降提出分)
	税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面(平成 20 年 9 月 1 日以降提出分)
	税務代理権限証書
贈与税申告 (相続時精算課税)	平成 年分贈与税の申告書(第一表)(注1)
	平成 24 年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書) (第一表の二)(平成 24 年分用)
	平成 24 年分贈与税の申告書(震災に係る住宅取得等資金の非課税の 計算明細書)(第一表の三)(平成 24 年分用)
	平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)(第二表) (注1)
	相続時精算課税選択届出書
	平成 24 年分贈与税の修正申告書(別表)(第三表)
	土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(平成十六年分以降用) (注2)
	平成 年分の贈与税の申告書等送信票(兼送付書)
	税理士法第 33 条の 2 第 2 項に規定する添付書面(平成 20 年 9 月 1 日以降提出分)
	税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面(平成 20 年 9 月 1 日以降提出分)
	税務代理権限証書

(注) 1 贈与税申告(暦年課税)の手続については第一表が、贈与税申告(相続時精算課税)の手続については第一表及び第二表が必須帳票とされていることから、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」や「相続時精算課税選択届出書」を単独で送信することはできないことに留意する。

2 平成 24 年分から、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」を確定申告書等作成コーナーで作成するとともに、贈与税の申告等データに結合して送信することができる。

## 適用額明細書の記載にご注意ください

～適用額明細書の正確な記載のお願い～

法人が平成 23 年 4 月 1 日以後終了する事業年度（又は連結事業年度）において、法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第 3 条）。

法人税関係特別措置の適用を受けるためには、誤りのない適用額明細書を提出する必要がありますが、これまで税務署に提出いただいた適用額明細書の中には、次のような誤りが多く見受けられます。

適用額明細書に記載誤りがある場合は、正しく記載した適用額明細書を改めて提出していただく必要がありますので、適用額明細書の作成に当たっては、ご注意ください。

なお、適用額明細書の記載に当たって、ご質問、ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

### 《よくある記載誤り》

- ① 法人税申告書別表からの転記誤り
- ② 区分番号の記載誤り
- ③ 中小（連結）法人等の軽減税率の適用額の記載誤り
- ④ 所得が 0 又は欠損の法人による税額控除適用等の記載誤り

<詳しくは、次のページをご覧ください>

① 法人税申告書別表一（一）等の「期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「所得金額又は欠損金額」の各欄の金額と同額を記載してください。

※ 欠損金額は、金額に「△」又は「-」を付してください。

4年 4月 1日  
5年 3月 31日

事業年度分の適用額明細書  
(当初提出分)・再提出分

法人名 財務電子株式会社

期末現在の資本金の額又は出資金の額 400000000

所得金額又は欠損金額 180358238

③ 中小（連結）法人等の軽減税率は、年800万円が限度とされていますので、所得金額が800万円を超える事業年度であっても、適用額明細書の適用額の記載は年800万円までとなります。

この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第42条の3の2第1項第1号	00380	8000000
第42条の4第6項第1号	00009	3056976
第42条の4第9項第1号	00011	7633335
	00029	2940000
	00069	1680000
	00359	5584896
	00270	3000000
	00277	5000000

④ 所得金額が0又は欠損の法人である場合、当期は「税額控除」や「中小（連結）法人等の軽減税率」の適用がありませんので、適用額明細書には、これらの措置についての記載は必要ありません。

② 「区分番号」は、税制改正に伴い同一の措置であっても改正前後で区分番号が異なる場合がありますので、適用する対象事業年度の「適用額明細書の記載の手引」を参照してください。

(参照先)「国税庁ホームページ」→「パンフレット・手引き」  
→「法人税関係」→「適用額明細書の記載の手引」

第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		
第 条 第 項 第 号		